

# 税金の納め忘れはありませんか？

皆さんの生活を支える税金。しかし、町では納期内に納税できない方の割合が県内でも高い状況にあります。今月は、納期内納税の大切さについて特集します。

地方自治は税金で成り立っています。つまり、納税者が福祉や教育、土木事業などの公共サービスを支えているのです。

税金は、納期内に全額を納付することが原則です。税金を納期内に納めないことを滞納といいます。

町が賦課する税金を町税といいますが、町税の滞納は、町の財政を圧迫し、町民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。

そして何より、納期内に町税をきちんと納付していただいている大多数の善良な納税義務者との公平性を欠くことになりません。また、督促状の送付など、余分な経費に税金を使うことにもつながります。このため町では、納付できないのに納付しない悪質な滞納

者に対し、財産の差し押さえなどの滞納処分を行っています。

## 税の滞納 Q & A

**Q** うっかりしていて、税金の納期限が過ぎてしまいました。今持っている納付書で納められますか？

**A** 納期限を過ぎても、お手持ちの納付書で、裏面に記載の金融機関（コンビニエンスストアは不可）や、役場出納室で納付することができま

す。  
**Q** 納期限を過ぎてから納付する場合に、延滞金が増えることがあります。

**A** 税金を滞納していることはわかっていますが、他の借金があつて税金を納付できま

せん。  
**A** 様々な事情があるでしょ

うが、憲法には「納税の義務」が明記されており、大多数の人は納期内に納付していま

す。また、「税金はすべての債務に優先する」と地方税法

第14条で定められています。つまり、個人債務（借金）より税金が優先されるのです。

**Q** 勝手に個人の口座を調べて、金融機関の預金を差し押さえられた。個人の財産の調査はプライバシーの侵害ではないですか？

**A** 税金を滞納すると、法律に基づく調査権限により、全ての財産に対する調査を実施

します。  
この権限によって、調査を受ける勤務先の事業所、金融機関などの関係機関は調査に協力しなければなりません。これらの財産調査は、個人情報保護法には抵触しません。

## TAX Information

### ◎現年課税分収納状況

区分	収納額（収納率）		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
個人町県民税	4 億 7,462 万円 (97.97%)	4 億 7,746 万円 (97.25%)	4 億 8,898 万円 (98.68%)
法人町民税	9,531 万円 (99.64%)	1 億 1,690 万円 (98.88%)	1 億 3,436 万円 (99.57%)
固定資産税	8 億 851 万円 (97.82%)	8 億 2,464 万円 (97.77%)	8 億 4,816 万円 (98.29%)
軽自動車税	2,635 万円 (96.62%)	2,690 万円 (96.62%)	3,272 万円 (96.18%)
国民健康保険税	3 億 2,282 万円 (87.20%)	2 億 8,882 万円 (86.98%)	3 億 356 万円 (90.85%)
合計	17 億 2,761 万円 (95.98%)	17 億 3,472 万円 (95.91%)	18 億 778 万円 (97.24%)

※収納額は 1 万円以下を切り捨てて表示しています。

### ◎累積滞納額

区分	滞納額（収納率）		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
個人町県民税	4,045 万円 (17.74%)	4,329 万円 (21.86%)	3,730 万円 (24.91%)
法人町民税	98 万円 (31.62%)	382 万円 (24.39%)	447 万円 (15.20%)
固定資産税	8,908 万円 (18.68%)	8,691 万円 (18.84%)	7,286 万円 (22.59%)
軽自動車税	317 万円 (20.64%)	322 万円 (18.17%)	349 万円 (25.71%)
国民健康保険税	1 億 6,878 万円 (19.53%)	1 億 6,894 万円 (20.63%)	1 億 5,779 万円 (18.40%)
合計	3 億 246 万円 (19.08%)	3 億 618 万円 (20.25%)	2 億 7,591 万円 (20.52%)

※滞納額は 1 万円以下を切り捨てて表示しています。

### ◎町税の福島県内における収納状況

区分	現年度課税分		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
個人町県民税	53 位 / 59 市町村中	57 位 / 59 市町村中	30 位 / 59 市町村中
国民健康保険税	51 位 / 55 市町村中	51 位 / 55 市町村中	41 位 / 55 市町村中

※国民健康保険税については、避難 4 町村は課税なし。  
※表中の 2 税以外は統計なし。

## 租税教室



1億円のレプリカで重さを体験



熱心に耳を傾ける児童たち

1月11日(木)に第二小学校で、1月18日(木)には第一小学校で、6年生を対象とした「租税教室」が行われました。

第一小学校の租税教室では、町役場の税務町民課職員が講師となり、「どんなものに税金が使われているのか。税金がなくなったらどうなるのか」というテーマで、教材DVDを用いながら、身近なものを例に挙げるなどしてわかりやすく講義が行われました。

児童が積極的に発言する場面もあり、児童の皆さんは税金が町民の暮らしに役立てられていることを学びました。



滞納を放置すると、損するよとばかり

税金を納期限までに納めなかった場合、納期限の次の日から、年2・6・8・9%の割合で延滞金がかかります。これは、通常の銀行などでお金を借りるよりも高い率です。

税金を納期限までに納めなかった人には、まず督促状を送付します。督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに完納しなかった場合には、「町は滞納者の財産（給与、預金、年金、生命保険、不動産など）を差し押さえなければならぬ」と地方税法で定められています。

納期限までに納めた人との公平性を図るため、延滞金を含めた滞納税額を強制に徴収します。この結果、滞納者は経済的な不利益を負うだけでなく、社会的信用も失うことになりま

## 滞納は放置せず、事情のある方は必ず相談を

病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期内に納めることが困難な人は、納期内に税務町民課に連絡をしてみてください。生活状況などを聞き取った上で、納付方法を提案してまいります。

事情により納付が困難な場合は、そのまま放置せず、必ず税務町民課に連絡してください。

また、町では生活困窮により納税できない方の状況が改善できるよう、相談窓口を設置しています。町のほか、福島県生活自立サポートセンターも町内に相談窓口が設置してあります。これらの窓口と連携しながら納税できる環境を整える支援も実施していますので、ご相談ください。

### ▼問い合わせ先

税務町民課 ☎ 62-21114  
総合相談室 ☎ 94-2069  
県中県南生活自立サポートセンター(町老人福祉センター内) ☎ 94-7800